

## 雫石町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

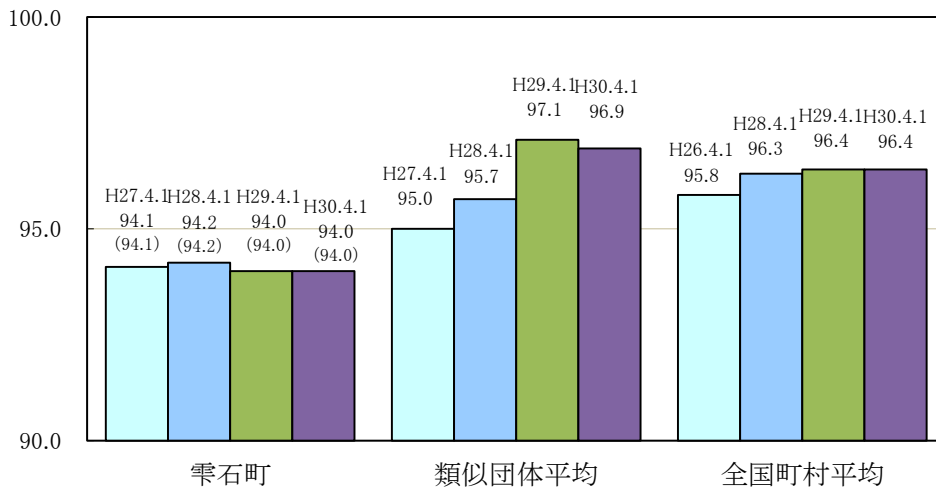
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質取 支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	16,961	10,319,346	174,899	1,773,745	17.2	18.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	216	709,043	173,062	280,998	1,163,103	5,384	5,754

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) に  
 3 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 (H29.4.1から類似団体区分が変更となったため、類似団体平均が増加しています。)

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B ( — %)	勧 告 (改定率)	
29年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% —

(参考) 国の改定率
— %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)	
29年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(参考) 国の年間 支給月数
— 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実 施 ]

(実施時期) 平成27年4月1日  
 (実施内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しに準じ、平均2%の引下げ。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(実施時期) 平成27年4月1日  
 (支給割合) 東京都に所在する勤務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、国と同様に見直しを実施。

③その他の見直し

(実施時期) 平成27年4月1日  
 (支給割合) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
雫石町	40.3 歳	288,230 円	331,298 円	311,930 円
岩手県	43.3 歳	324,283 円	391,230 円	353,363 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.6 歳	307,244 円	357,271 円	336,948 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
雫石町	48.6 歳	23 人	287,830 円	313,452 円	307,018 円	—	—	—	—
うち学校給食員	44.0 歳	8 人	277,900 円	300,901 円	300,531 円	調理師	43.3 歳	214,200 円	1.32
うち用務員	50.8 歳	10 人	308,700 円	333,530 円	327,567 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.59
うち運転手	55.8 歳	3 人	228,700 円	262,433 円	244,972 円	自動車運転手	54.3 歳	223,300 円	1.19
岩手県	52.0 歳	273 人	321,975 円	354,216 円	338,450 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	8 人	290,342 円	311,896 円	302,452 円	—	—	—	—

参 考			
区 分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
雫石町	4,982,724 円	—	—
うち学校給食員	4,755,712 円	2,914,500 円	1.54
うち用務員	5,416,560 円	2,808,700 円	1.78
うち運転手	3,886,196 円	3,048,400 円	1.28

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成27年～29年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
雫石町	— 歳	— 円	— 円
岩手県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

④医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
雫石町	医療職(一)	60.0 歳	555,100 円	1,704,800 円	763,300 円
	医療職(二)	44.6 歳	318,200 円	404,300 円	367,500 円
	医療職(三)	40.0 歳	291,400 円	428,400 円	389,000 円
岩手県	医療職(一)	44.7 歳	457,824 円	944,277 円	831,160 円
	医療職(二)	— 歳	— 円	— 円	— 円
	医療職(三)	40.8 歳	312,726 円	391,959 円	353,832 円
国	医療職(一)	51.6 歳	504,548 円	— 円	850,723 円
	医療職(二)	45.9 歳	309,342 円	— 円	354,542 円
	医療職(三)	47.2 歳	315,014 円	— 円	350,632 円
類似団体	医療職(一)	47.3 歳	642,200 円	1,380,918 円	861,538 円
	医療職(二)	— 歳	— 円	— 円	— 円
	医療職(三)	42.6 歳	304,283 円	346,195 円	321,195 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		雫石町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	180,800 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	148,400 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	145,800 円	円
	中学卒	円	137,700 円	円
医療職(一)	大学卒	246,400 円	円	円
医療職(二)	大学卒	185,400 円	円	円
	短大卒	163,200 円	円	円
医療職(三)	大学卒	209,200 円	円	円
	短大3卒	198,000 円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

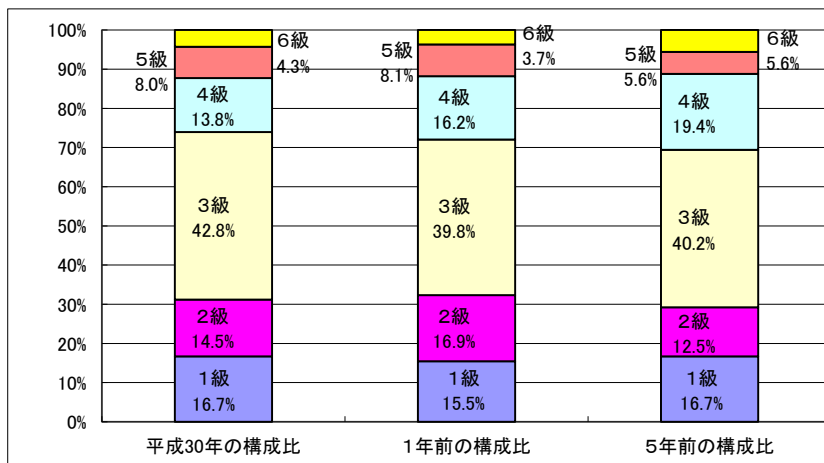
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,300 円	331,300 円	372,500 円	393,300 円
	高校卒	229,400 円	312,200 円	360,600 円	366,400 円
技能労務職	高校卒	—	274,500 円	271,200 円	309,300 円
	中学卒	—	—	282,100 円	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

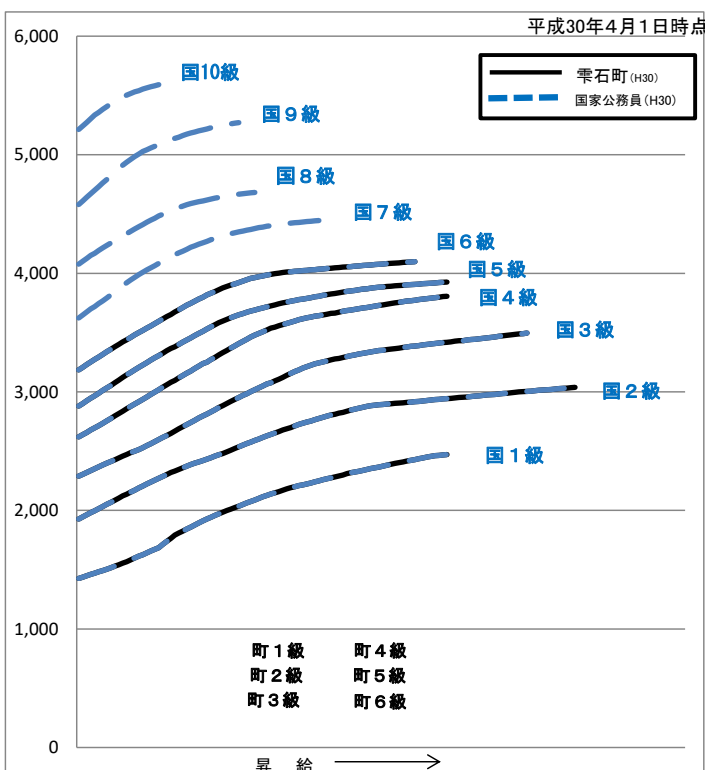
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	23人	16.7%	142,600円	247,100円
2級	主事・技師	20人	14.5%	192,700円	303,800円
3級	主査・主任	59人	42.8%	228,900円	349,600円
4級	主査・課長補佐	19人	13.8%	262,000円	380,600円
5級	課長	11人	8.0%	288,000円	392,600円
6級	課長	6人	4.3%	318,500円	409,800円

(注) 1 零石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（雫石町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

雫石町	岩手県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,319 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,665 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.75 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（雫石町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

雫石町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,151 千円	20,286 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		2,506 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		1,039,648 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	2 人	16 %
東京都	20 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレ指数		—	
(ラスパイレ指数)		—	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数です。  
 (補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算:医師にかかる手当を除く)		833 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算:医学研究手当・医師手当を除く)		16,660 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度:医師を除く)		22.5 %	
手当の種類(手当数)		14 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	雫石診療所長・副所長	6,240 千円	勤務1月につき 所長270,000円 副所長250,000円
医学研究手当	雫石診療所に勤務する医師	8,160 千円	勤務1月につき 340,000円
税務手当	税務課職員	290 千円	勤務1月につき 2,000円
保育業務手当	保育所勤務職員	288 千円	勤務1月につき 2,000円
火葬場業務手当	火葬場に勤務する職員	千円	1体につき 1,000円
特殊自動車運転業務手当	業務に直接従事した職員	43 千円	1日につき 300円
用地等交渉手当	用地交渉のため出向いて交渉に従事した職員	4 千円	1日につき 300円
死体処置手当	業務に直接従事した職員	88 千円	1体につき 2,376円(従事職員割)
放射線取扱手当	雫石診療所に勤務する診療放射線技師	60 千円	勤務1月につき 5,000円
病理細菌取扱手当	雫石診療所に勤務する衛生検査技師	千円	勤務1月につき 5,000円
夜間看護等手当	雫石診療所に勤務する看護師、准看護師、医療給料表の適用を受ける職員	千円	看護業務 勤務時間により2,000円～ 6,800円、 救急医療等業務 1,240円
薬学研究手当	雫石診療所に勤務する薬剤師・医療技術員	60 千円	勤務1月につき 5,000円
旅行死病人措置手当	業務に直接従事した職員	千円	1件につき 2,000円(従事職員割)
防疫作業手当	伝染病の防疫に従事する職員	千円	1件につき 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	52,998 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	264 千円
支給実績（平成28年度決算）	57,670 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	290 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり
					平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000円(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円	同		21,450 千円	204,500 円
住居手当	家賃12,000円以上(限度額27,000円)	同		9,339 千円	291,826 円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000万円)	異	距離区分及び支給額	12,197 千円	86,503 円
管理職手当	課長・事務長・事務局長・師長42,100円、企画監50,500円、医師82,500円			12,184 千円	553,800 円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		1,448 千円	14,196 円
夜間勤務手当	深夜に正規の勤務として勤務時間給100分の25	同		千円	円
宿日直手当	医師10,000円、医師外病院職員5,900円、その他職員4,200円	異	支給要件及び支給額	12,643 千円	役場庁舎職員 8,627 診療所職員 649,161 円
寒冷地手当	扶養有主17,800円、扶養無主10,200円、その他7,360円 11~3月支給	同		13,332 千円	65,144 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料	月額	
		最高額	最低額
給料	町長	752,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 266,000 円
	副町長	595,000 円	700,000 円 / 468,000 円
報酬	議長	306,000 円	420,000 円 / 230,000 円
	副議長	248,000 円	360,000 円 / 180,000 円
	議員	238,000 円	345,000 円 / 157,000 円
期末手当	町長	(平成29年度支給割合)	
	副町長	3.10	月分
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	給料月額×0.4038×在職月数	14,575千円 任期毎
	備考	給料月額×0.2328×在職月数	6,648千円 任期毎
	備考	特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給料の特例に関する条例により、退職手当を20%減額措置。	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

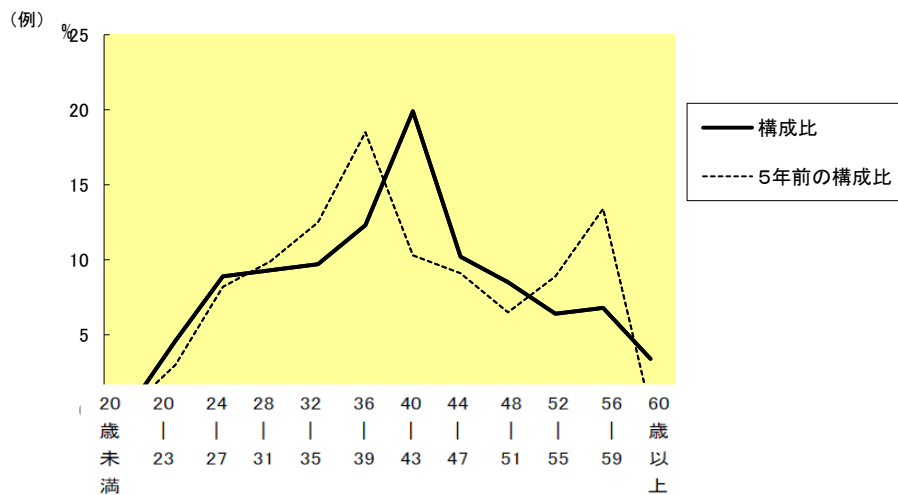
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	46	42	4	
		税務	12	12	0	
		民生	33	32	1	
		衛生	44	44	0	
		農林水産	19	19	0	
		商工土木	8	8	0	
	計	177	172	5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.5 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.3 人)	
	教育部門	40	44	△ 4		
	小計	217	217	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.9 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.2 人)	
公営企業計等部門	診療所	0	0	0		
	水道	6	6	0		
	下水道	6	6	0		
	その他	7	6	1		
	小計	19	17	1		
合計		236 [ 285 ]	234 [ 285 ]	2 [ ]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.91 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	11	21	22	23	29	47	24	20	15	16	8	236

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	145	170	172	170	172	177	32(22.1%)
教育	47	46	44	47	44	40	△7(△14.9%)
普通会計計	192	216	216	217	216	217	25(13.0%)
公営企業等会計計	39	17	17	17	18	19	△20(△51.3%)
総合計	231	233	233	234	234	236	5(2.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 358,415	千円 28,848	千円 49,079	% 13.7	% 16.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 6	千円 22,232	千円 2,995	千円 8,187	千円 33,414	千円 5,569

(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,148

(注) 1 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
雫石町水道事業	43.5 歳	315,890 円	487,035 円
類似団体	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

雫石町水道事業	一般会計
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,408 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,319 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

磐石町水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	4,276 千円	19,297 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		48 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		24,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		35.0 %	
手当の種類(手当数)		1 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	水道施設を担当する職員	48 千円	勤務1月につき2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	1,473 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	295 千円
支給実績(平成28年度決算)	1,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	283 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円	同		512 千円	128,000 円
住居手当	家賃12,000円以上(限度額27,000円)	同		366 千円	183,000 円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000円)	異	距離区分及び支給額	258 千円	129,000 円
管理職手当	課長・事務長・事務局長・師長42,100円、企画監50,500円、医師82,500円			606 千円	606,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		27 千円	13,125 円
宿日直手当	医師10,000円、医師外病院職員5,900円、その他職員4,200円	異		30 千円	14,700 円
寒冷地手当	扶養有主17,800円、扶養無主10,200円、その他7,360円 11～3月支給	同		421 千円	70,170 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 604,859	千円 566	千円 11,280	% 1.9	% —

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(30,807千円)を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり		(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
29年度	人 6	千円 21,189	千円 1,732	千円 7,856	千円 30,777	千円 5,129	千円 6,129	

(注) 1 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
雫石町下水道事業	40.8 歳	307,557 円	449,299 円
類似団体	43.2 歳	339,266 円	510,928 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

雫石町下水道事業				一般会計			
1人当たり平均支給額(平成29年度)				1人当たり平均支給額(平成29年度)			
1,375 千円				1,319 千円			
(28年度支給割合)				(28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.80 月分		2.60 月分		1.80 月分	
( 1.45 )月分		( 0.85 )月分		( 1.45 )月分		( 0.85 )月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5~15%				・ 役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

雫石町下水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	4,276 千円	19,297 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

制度無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	739 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	123 千円
支給実績（平成28年度決算）	613 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	102 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円	同		956 千円	191,200 円
住居手当	家賃12,000円以上(限度額27,000円)	同		182 千円	182,000 円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000円)	異	距離区分及び支給額	608 千円	152,000 円
管理職手当	課長・事務長・事務局長・師長42,100円、企画監50,500円、医師82,500円			千円	円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		7 千円	6,288 円
宿日直手当	医師10,000円、医師外病院職員5,900円、その他職員4,200円	異		30 千円	9,800 円
寒冷地手当	扶養有主17,800円、扶養無主10,200円、その他7,360円 11～3月支給	同		392 千円	65,270 円